

むつ市議会第139回臨時会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成17年11月21日(月曜日)午前10時開会・開議

収入役就任あいさつ

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

【議案一括上程、提案理由説明】

第3 議案第220号 むつ市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第221号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第222号 むつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第6 議案第223号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第224号 平成17年度むつ市一般会計補正予算

第8 議案第225号 平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算

第9 議案第226号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算

第10 報告第45号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成17年度むつ市一般会計補正予算)

【議案質疑、討論、採決】

第11 議案第220号 むつ市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第12 議案第221号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第13 議案第222号 むつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第14 議案第223号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第15 議案第224号 平成17年度むつ市一般会計補正予算

第16 議案第225号 平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算

第17 議案第226号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算

第18 報告第45号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成17年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（59人）

| | | | | | | | | | |
|-----|----|---|----|----|-----|----|---|----|---|
| 1番 | 濱 | 田 | 栄 | 子 | 2番 | 堺 | | 孝 | 悦 |
| 3番 | 川 | 端 | 一 | 義 | 4番 | 杉 | 浦 | | 洋 |
| 5番 | 白 | 井 | 二 | 郎 | 6番 | 村 | 中 | 徹 | 也 |
| 7番 | 川 | 下 | 八十 | 美 | 8番 | 小 | 林 | | 正 |
| 9番 | 菊 | 池 | 一 | 郎 | 10番 | 新 | 谷 | | 功 |
| 11番 | 高 | 田 | 正 | 俊 | 12番 | 村 | 川 | 壽 | 司 |
| 13番 | 東 | | 健 | 而 | 14番 | 澤 | 藤 | 一 | 雄 |
| 15番 | 石 | 田 | 勝 | 弘 | 16番 | 富 | 岡 | 幸 | 夫 |
| 17番 | 杉 | 浦 | 守 | 彦 | 18番 | 柴 | 田 | 峯 | 生 |
| 19番 | 山 | 本 | 留 | 義 | 20番 | 久保 | 田 | 昌 | 司 |
| 21番 | 横 | 垣 | 成 | 年 | 22番 | 工 | 藤 | 孝 | 夫 |
| 23番 | 大 | 澤 | 敬 | 作 | 24番 | 松 | 野 | 裕 | 而 |
| 25番 | 東 | 谷 | 良 | 久 | 26番 | 東 | 谷 | 正 | 司 |
| 27番 | 佐々 | 木 | 隆 | 徳 | 29番 | 竹 | 本 | | 強 |
| 30番 | 千 | 船 | | 司 | 31番 | 坂 | 井 | 一 | 利 |
| 32番 | 福 | 永 | 忠 | 雄 | 33番 | 板 | 井 | 磯 | 美 |
| 34番 | 飛 | 内 | 賢 | 司 | 35番 | 赤 | 松 | | 功 |
| 36番 | 田 | 澤 | 光 | 雄 | 37番 | 徳 | | | 誠 |
| 38番 | 佐々 | 木 | | 肇 | 39番 | 鎌 | 田 | ちよ | 子 |
| 40番 | 菊 | 池 | 広 | 志 | 41番 | 野 | 呂 | 泰 | 喜 |
| 42番 | 佐 | 藤 | | 司 | 43番 | 千 | 賀 | 武 | 由 |
| 44番 | 目 | 時 | 睦 | 男 | 45番 | 田 | 高 | 利 | 美 |
| 46番 | 澤 | 田 | 博 | 文 | 47番 | 菊 | 池 | | 清 |
| 49番 | 工 | 藤 | 清 | 四郎 | 50番 | 毛馬 | 内 | 光 | 雄 |
| 51番 | 服 | 部 | 清 | 三郎 | 52番 | 池 | 田 | 正 | 利 |
| 53番 | 杉 | 本 | 清 | 記 | 56番 | 牛 | 滝 | 春 | 夫 |
| 57番 | 本 | 間 | 千 | 佳子 | 58番 | 半 | 田 | 義 | 秋 |
| 59番 | 坪 | 田 | 智 | 十司 | 60番 | 斉 | 藤 | 孝 | 昭 |
| 61番 | 中 | 村 | 正 | 志 | 62番 | 富 | 岡 | | 修 |
| 64番 | 宮 | 下 | 順 | 一郎 | | | | | |

欠席議員（5人）

| | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 28番 | 立 | 石 | 政 | 男 | 48番 | 柏 | 谷 | | 均 |
| 54番 | 慶 | 長 | 徳 | 造 | 55番 | 工 | 藤 | 直 | 義 |
| 63番 | 川 | 端 | 澄 | 男 | | | | | |

説明のため出席した者

| | | | | | |
|---------------------------------|----|-------------|-----------------------------------------------------|-----|----|
| 市長 | 杉山 | 肅 | 助役 | 田頭 | 肇 |
| 収入役 | 田中 | 實 | 教委 委員 | 山本 | 文三 |
| 教育長 | 牧野 | 正藏 | 公管 企業 管理 者 | 杉山 | 重一 |
| 代表 監査 委員 | 菊池 | 十 四 夫 | 選 挙 管 理 会 長 理 事 代 理 人 | 佐々木 | 鉄郎 |
| 総務部長 | 齋藤 | 純 | 企 画 部 長 | 渡邊 | 悟 |
| 民生部長 | 高橋 | 勉 | 保 健 福 祉 部 | 名久井 | 耕一 |
| 経済部長 | 森 | 正剛 | 建 設 部 長 | 藤井 | 幸男 |
| 教育部長 | 宮下 | 孝信 | 教 委 事 理 員 務 | 新谷 | 加水 |
| 総務部 副総 務課 長 | 佐藤 | 節雄 | 企 画 部 長 | 工藤 | 武勝 |
| 企 画 部 政 監 | 近原 | 芳栄 | 選 挙 管 理 会 長 事 務 局 | 大芦 | 清重 |
| 公 企 副 総 務 課 長 | 石田 | 武男 | 企 画 部 長 | 下山 | 益雄 |
| 監 査 委 員 局 長 | 久保 | 恒夫 | 農 委 事 次 員 務 | 吉田 | 薫 |
| 川 庁 舎 所 内 長 | 佐藤 | 吉男 | 大 庁 舎 所 長 | 中嶋 | 康夫 |
| 脇 野 舎 所 長 | 千船 | 藤四郎 | 総 務 課 長 佐 補 | 濱田 | 賢一 |
| 総 務 政 務 課 長 | 澁田 | 剛 | | | |

事務局職員出席者

| | | | | | |
|---------------|----|----|------------------|----|----|
| 事務局 長 | 藤田 | 修 | 次長 | 小島 | 昭夫 |
| 主幹 | 柳田 | 諭 | 庶務 係長 | 古川 | 俊子 |
| 庶務 主任 査 | 濱村 | 勝義 | 調 査 係 査 | 青山 | 諭 |

庶務係任 赤石奈穂子

議事係事 葛西信弘

開会及び開議の宣告

午後10時00分 開会・開議

○議長（宮下順一郎） ただいまからむつ市議会第139回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は59人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

収入役就任あいさつ

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に、就任のあいさつがあります。

さきの臨時会において、むつ市収入役に選任されました田中實氏からお願いいたします。

（田中 實収入役登壇）

○収入役（田中 實） おはようございます。一言ごあいさつを申し上げます。

さきの臨時会におきましてご同意をいただきまして、11月12日付をもって再度むつ市収入役を拝命いたしました田中實でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

既にご承知のとおりでございますが、この収入役制度は、今、政府の地方制度調査会におきまして、制度のあり方そのものが検討中のようであり、いずれ近い将来、この収入役制度はさま変わりするのではないかと、こう思っているところでございますが、そういう時期にあって、私ごときを再度むつ市収入役にと議会にご提案いただきました杉山市長に対しまして、そしてそれを満場一致をもってご同意賜りましたむつ市議会の議員の皆様方に対しまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。

今非常に緊張しております。もとより身に余る光栄でございまして、その責任の重大さに身の引

き締まる思いがいたします。私は、もとよりまだ未熟者でございますが、新生になったこのむつ市発展のためのほんの一助となれるのであればという思いで全力投球させていただきますので、むつ市議会議員の皆様方、そして市民の皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。まことに簡単ではありますが、就任に当たってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで就任のあいさつを終わります。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 次に、諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今臨時会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、11月2日、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮下順一郎） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、2番堺孝悦議員及び62番富岡修議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3～日程第10 議案一括上程、提案理由説明

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第3 議案第220号 むつ市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第10 報告第45号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの8件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） ただいま上程されました7議案1報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第220号 むつ市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第222号 むつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例までの3議案についてであります。これらは、市議会議員並びに市長、助役、収入役、公営企業管理者及び教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第223号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は、人事院の国会及び内閣に対する公務

員給与についての勧告にかんがみ、職員の給料月額及び扶養手当の額並びに勤勉手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第224号 平成17年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、8,778万5,000円の減額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は315億7,143万8,000円となります。

まず、歳出についてであります。職員の給与改定及び職員の配置換えに伴い、給与費を増減調整するとともに、下水道事業特別会計繰出金を減額しております。

次に、歳入についてであります。歳出との関連において、歳入不足額を調整しております。

次に、議案第225号 平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。本案は、制度改正に伴う要介護認定事務処理システムの改修に要する経費として481万7,000円を増額補正するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、40億2,572万7,000円となります。

次に、議案第226号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。本案は、職員の給与改定及び職員の配置換え等に伴い、6,530万8,000円を減額補正するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算額は、16億746万7,000円となります。

次に、報告第45号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これは、平成17年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、去る11月5日に発生した市道桜木町線に接する土地の陥没について、この復旧に向けた周辺調査に急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました7議案1報告についてその大要を申し上げましたが、細部に

つきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで、提案理由の説明を終わります。

ここで議案熟考及び議事整理のため、10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11～日程第18 議案質疑、討論、採決

議案第220号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第11 議案第220号 むつ市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、58番半田義秋議員。

（58番 半田義秋議員登壇）

○58番（半田義秋） むつ市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

市長、100分の170から100分の175は、0.05、5%だと思うのですが、このご時世で上げる理由は何なのでしょう。それをまず一つお聞きします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 議員の報酬等の改定につきましては、人事院の勧告に基づき、連動して行

っているものでございまして、今までも国が人事院勧告を出した場合には、それに従って議員の報酬等につきましても出してありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（半田義秋） 人事院勧告は、議員には恐らく影響が及ばない、これは恐らく職員ばかりだと思っております。それに準じて我々の報酬も上げることですけれども、市長、今むつ市の財政は非常に厳しい、これは我々議員全員知っています。それに増してこの前、企画部長名でたしか各団体に来年度の補助金は一律カットすると、その旨通知がありました。どうかご了承くださいますと、むつ市の財政が非常に厳しいから、ひとつお願いしますという文書が各団体に出ているのです。たかが0.05であろうと上げるといことは、我々は市民に対して説明ができない。補助金のカットまでされる団体が、我々のたとえ0.05でも上げるのを認めると思いませんか。これは、議案第220号、議案第221号、議案第222号も皆同じことなのです。この三つの議案は関連していますので、一括して質疑するわけですけれども、市長、私はこれに対する市長の気持ちを聞きたい。ひとつお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ただいま総務部長からもお答えしましたが、一昨年までは人事院勧告は、大体物価等の変動によって上げるという方向でやってまいりました。その中で期末手当については、基本的には職員の給与等を変えるというのが根本でございますが、あわせて議員の皆様方あるいは特別職の手当等も連動して上げてまいっております。ただし、特別職の場合は、本俸については別の考え方で扱ってきておりますが、手当は準じてきているという慣例を守っているということでご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（半田義秋） ただ、慣例、慣例と言いますけれども、市長、今のこのむつ市の財政は、慣例だけでは市民は納得しません。各団体の補助金までカットして、皆さん、ひとつご協力をお願いしますと、苦しいからという文書まで出して、我々の報酬、また市長、議案第221号、議案第222号もしかりですけれども、我々の報酬を上げてまで市民に補助金のカットをお願いするということは、到底できる問題ではないです。我々は、一人の議員として報酬が上がるのはいいのですけれども、うれしいけれども、私は市民の感情から見ると、到底納得できないのです。その点、市長はまだそれでも上げるといふ気持ちがあるのですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 今回は、臨時会でございまして、これは人事院勧告を受けて全般的な給与改定ということでご協議をお願いしているわけですが、12月定例会で私を初めとする特別職については、給与カットの条例案を提案するつもりであります。私どもが率先して市民の皆様方にご理解を願うという形は、これまでずっとやってきましたけれども、申し上げるまでもなく、10月19日までが私の前の市長としての任期でございましたので、市長がかわるのを心配しまして、幸いにしてかわりませんでしたけれども、かわるのを心配しまして、旧に復しております。本来の条例のとおり支給をしておりますが、作業が間に合わないために12月定例会に提案申し上げ、1月からカットをするという方向で、特別職についてはそのような方針を打ち出しておるところでございます。

ほかの点では、むつ市が昭和34年にスタートしてから、ずっと人事院勧告を守ってきておるといふ慣例があります。ただいまの半田議員のご発言は、非常に重い意味があると受けとめますが、これまでの慣例で今回までは慣例を守ってきましたが、今後はご相談申し上げて検討させていただく

ということで進めていきたいと考えておるといふことをご理解を願いたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） これで半田義秋議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第220号に対してお尋ねいたします。

今回の議案は、議員の期末手当0.05カ月、旧むつ市議会議員だと34万円の報酬ですから、大体1万7,000円のアップということであります。今回の人事院勧告は、期末手当、一般の市の職員にあっては勤勉手当が0.05カ月アップ、これも同様であります。ただ市の職員の場合は今回の人事院勧告で給料、そして管理職手当、扶養手当及び住居手当、こういったものを2.88%の減額、そして既に支給した6月のボーナスの減額がされて、それを穴埋めするために勤勉手当が0.05カ月アップ、穴埋めというか、一定の調整をする意味合いも含めてこういう0.05カ月アップと私は人事院勧告を理解しているのであります。ということを考えるならば、議員については報酬の削減も何もない状態で期末手当だけ慣例で引き上げるというのは、人事院勧告の趣旨からいってどういうものなのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 半田議員にお答え申し上げた部分で、私どもの考えております趣旨はご理解いただけたと思いますが、議員の報酬については、報酬審議会にお諮りをして、その結論をいただいて、これまでも改定を重ねてまいりました。また、合併協議会の中でもそれなりの議論をしていただけておりました。基本的には期末手当等の変更については、これまでの方針を踏襲することではありますが、報酬については報酬審議会をまだ開催いたしておりませんから、そういう中で、

これにはまだ触れることができないというのが私どものとおる立場であります。慣例を踏襲するという単純なものだけではなく、それに関連する幾つかの手續が用意されておりますので、さらに重ねて申し上げますが、合併協議会の中でも議員各位の報酬を含む多くの手当についてもそれなりの協議をしていただいて結論に至っておるところでございますので、それらを踏まえて今日の提案になっておるといふこととあります。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 今の答弁だと、私の質疑に答えてもらっていないというふうに思うのですが、私は人事院勧告の趣旨に照らしてこういう議案の提案の仕方はいかなものかなといふことをお聞きしたのです。市長としては、その人事院勧告の趣旨といふのをどのように考えているのか。結局この期末手当0.05カ月アップといふのは、市の職員の本俸を減らすという前提で、この調整としてのアップといふのが人事院勧告の趣旨だと私は考えております。そういう意味からいえば、議員について、次の議案第221号、議案第222号も同じですが、特別職、五役、こういったものは、ただ慣例だからといって期末手当だけを引き上げるといふのは、人事院勧告の趣旨からいって私は反するのではないかなと思うのですが、そういう意味でどういう考え方をしているのか、やはりこういう議案は提案するべきではないと思うのでありますが、お聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 横垣議員に人事院がどのような判断をして、このような考え方を示しているのかといふことは、これは私が申し上げるまでもなく、人事院の検討の経過は十分ご承知のほうであります。民間に比べて国家公務員も地方公務員も賃金のレベルが高いという判断に基づいておるわけでありまして、それらを受けて、しかし期末手

当については別な判断基準を持っているということとあります。それらを受けて、私どもも人事院が示した方針をこれまで素直に守ってきたといふ、そういう流れの中で今のようなご提案をしているわけとあります。人事院勧告をどのように解釈しているかといふことは、解釈にも幾つかの道があります。その道のすべてを申し上げるといふことは時間的にも相当長いことを申し上げたくになりますし、今は人事院勧告の結論を守っているという立場をご理解願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 私の前に立ちました半田議員に対しては、このような慣例でやるのは今回限りで、次からは我々に相談をしながら提案していきたいという答弁もありましたので、そういう形で今後対応をしてくれることを期待して質疑を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、1番濱田栄子議員。

（1番 濱田栄子議員登壇）

○1番（濱田栄子） 1点だけ市長にお尋ねいたします。

約33億円の歳入不足を有しております財政の再建が、まずむつ市の優先順位の第1位ではないかと思われませんが、この条例がその現状に即した議案であるかどうかといふことをイエスカノーで結構です。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 財政再建は、我々にとっては至上命題であります。この至上命題を達成するために、私どもがとり得るあらゆる方法を駆使しているつもりではありますが、議員各位の尊厳を守るという意味は、これはまた別なテーマでございます。議員各位に対する尊敬の念を失わない形で提案をしているつもりでございます。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） 議会を尊重していただいているという市長の言葉ですが、本当にうれしく思います。今後の議案に対しても、十分に議員の尊重、議会の尊厳を重視していただけるようお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（宮下順一郎） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で議案第220号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第220号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第220号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。22番工藤孝夫議員。

（22番 工藤孝夫議員登壇）

○22番（工藤孝夫） 私は、議案第220号に対し、反対討論を行います。

本案は、人事院勧告に関連して、議員の12月期末手当の支給割合を0.05%上回って改定するというものであります。また、本案は議案第223号と深い関連をなしております。

今市民の経済、生活をめぐる状況は、まさに目を覆う現状であります。こうした実態に目を転ずるなら、額の大小を問わず、到底市民の納得を得られるものではありません。ましてや議員、三役などにあってはなおさらです。

以上の理由から、本議案に対する反対討論いたします。議員諸氏のご賛同をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第220号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者41人、起立しない者17人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第220号は原案のとおり可決されました。

議案第221号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第12 議案第221号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第221号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第221号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。22番工藤孝夫議員。

（22番 工藤孝夫議員登壇）

○22番（工藤孝夫） 議案第221号ではありますが、先ほどの議案第220号と同様の理由により反対するものであります。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第221号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者42人、起立しない者16人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よっ

て、議案第221号は原案のとおり可決されました。

議案第222号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第13 議案第222号
むつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第222号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第222号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。22番工藤孝夫議員。

(22番 工藤孝夫議員登壇)

○22番(工藤孝夫) 議案第222号であります。本案も議案第220号と同様の理由により反対するものであります。ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第222号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者42人、起立しない者16人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第222号は原案のとおり可決されました。

議案第223号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第14 議案第223号

むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、58番半田義秋議員。

(58番 半田義秋議員登壇)

○58番(半田義秋) 議案第223号について質疑をします。

これは、扶養手当を500円、それから勤勉手当を100分の35から100分の40に上げるという案でございますけれども、市長、むつ市の今現在のラスパイレス指数は幾らなのでしょう。それをちょっと教えてください。

○議長(宮下順一郎) 総務部長。

○総務部長(齋藤 純) 合併前の推移で言いますと、93.7と記憶しております。今回合併しましたので、各町村の職員のラスパイレス指数が若干高うございますので、恐らくこの93.7よりも上がってくるのかなと思っています。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 58番。

○58番(半田義秋) ラスパイレス指数というのは、国を基本として、国が100として各地方自治体が幾らかという割合だそうですけれども、むつ市は93と結構いい方ですよ。本当は100を超えないのですよね。それで、旧川内町は102だったのですよね。それで、基本給2%削減しました。先ほど市長は人事院勧告に基づいて給料を上げてきたのだと。もちろん今までは日本の景気はよかったので、人事院勧告が毎年ありまして、年々上がりました。職員の給料が上がったのを、私は悪いとは言いませんけれども、やっぱり景気が悪くなると、それに応じて、これはその自治体の経済状況にもよりましようけれども、やっぱり上下があつてしかるべきだと思うのです。それを私は市長にも何回も言ったのですけれども、市長は

全然経済的に苦しいのに職員の給料には手をつけられないという話を私は再三聞いてきています。今民間は非常に苦しいのに公務員天国、むつ市ばかりではなく、日本はみんな公務員天国です。それで、私は1回調べてみたのです、どの程度職員は1年に出勤しているのかなど。毎週土日休みますね。それに有給休暇が20日あります。それに夏季休暇が3日。正月休みが6日。それに病気休暇というものもあるでしょう。そうすると、130日休むので、1年に240日しか出ていないのです。年間給料総額が大体六百七、八十万円。そうすると、240日で割ると、1日2万五、六千円になるのです。ほとんどむつ市、下北は日給月給です。そうすると、朝8時から夜5時まで働いて1万円もらえばいい方です。それを2万5,000円もらうのです、月給だと。ただ、私は給料が高いとか低いとか言っているのではないけれども、結局その財政によって給料を人事院勧告ばかりではなくて、市長の裁量で下げてしかるべきだと、そう思っています。やっぱり民間が苦しいのだから、幾ら公務員だからといって人事院勧告がなければ下げない、そういう考えはいかがなものかと、私はそのように思っています。やっぱり苦しいときはみんな一緒になって苦しまなければ、新むつ市のかじ取りはちょっとできないと思うのですけれども、市長、そこところの考えをひとつお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 3年前までは、我々が給与体系を考えるのはラスパイレス指数だけでやってきました。そして、去年は官民格差という言葉が使われて人事院勧告が出てきていると。ただ、最近になりましてから、官民格差だけを考えてはいけないうし、国と地方の公務員給与だけを考えていてもいけない、地域間格差も考えなければならぬ、経済実態を把握して、生活費をよく検討してやらなければならない。このことがまず、意味

は多少違いますけれども、国が主唱している小さな政府、国も小さな政府を目指す、地方も小さな政府を目指せと、そうするべきであるという議論が今緒についたばかりと言ってもいいレベルでしょうけれども、そうなり始めております。ですから、国家公務員も地域間格差を尊重した賃金体系をつくる。しかし、例えば物価が高いところ、地価が高いところでは地域手当を出そうではないかという議論まで今始まっているわけでありませう。ですから、これまで金科玉条のごとく申し上げてきたラスパイレス指数がどうだからどうのという議論は、もう既に時代おくれの議論になるだろうと、こういう時代に入ってきております。

ただ、労使間関係というのは、公務員であろうと民間であろうとあるわけでございまして、財政が苦しいから、皆さんの給料を少し考えてくれという提案はなかなかいたしにくい。ただし、現在むつ総合病院では、病院独自の給与体系を去年でしたか、おとしでしたか、から始めております。相当労働組合の抵抗はありますけれども、病院の健全化計画が始まったということを受けて、そちらでは標準給与表を下回る給与体系をつくっております。こういう先進例が我々の身のすぐそばにあるわけですから、おっしゃるような意味も含めまして、官民格差といったようなものを、地域間のあり方、地域のあり方をよく考えたうえでの給与体系の検討の協議に入るべきであろうと、そういう時代に既に来ているということは私も痛感をいたしておるところでございまして、ご意見には大いに賛同するところでございます。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（半田義秋） 今市長は、もうラスパイレス指数云々という時代ではないと、地域的に、経済的にかんがみて給与を増減するのだと、そういう考えですよね。わかりました。

それでは、市長にお聞きしますけれども、合併

協議会で職員の給料を5%下げるという協議はされませんでしたか。私が聞くところによると、そういう協議があったそうです。それがいまだかつて実行されていないと。

それで、けさの東奥日報新聞ですけれども、これは県のことを言うつもりはありませんけれども、やっぱりむつ市も青森県ですから、ちょっと言いますけれども、県の借金が1兆3,000億円あるのだと、そして赤字団体が県内には4市町村あると。当然むつ市は、この中に入っているでしょう。私はそう思います。それで、今までどうしてこうなったかということが書いてありました。国の適切な指導がなかったのと、それから自治体、議会、もちろん我々の議会が真剣に今まで取り組まなかったからこうなったのだと。箱物に積極的にやった結果がこうだと。だから我々もみんな、もちろん住民もそれなりに箱物をつくれば喜んだから、やっぱり共同正犯だということが書いてありました。それで、苦しくて市が自由にできる金があれば、必ず工夫はできると、財政再建団体だけは避けなければならないと、こう書いてありました。市長、むつ市も再建団体に、今中間貯蔵施設で9億幾ら入ると言いますけれども、私はむつ市の予算から見たら微々たるものだと思います。だから、このままでいけば、そういうおそれがあるので、たとえ手をつけてはならない聖域であっても、やっぱりそういうものに手をつけて、むつ市の財政再建を図るべきだと私は思いますけれども、市長はどういう考えですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 聖域なき改革、これは小泉内閣の一大キャッチフレーズです。しかし、我々が聖域なき改革を進められるかということ、必ずしもそうではない。私ども箱物をつくったと言われます。これは、合併した1市2町1村ともに箱物に少しずつ手をかけてまいりました。例えば脇野沢

であれば、観光をもっと活発にしようという目的での箱物をやっております。私は、教育関係に専ら意を注いでやってきました。掘っ立て小屋のような学校が五つもありました。老朽化した学校もありました。図書館はなかった。それぞれ地域に社会資本を充実させなければならない、あるいは行政目的を完遂しなければならないというような目的があって箱物に手をかけてきたらろうと、そう思うのです。しかし、箱物だけでしょうか。旧川内町は、木材業の振興ということで、公的建物をほとんど木造にしている。それは、住宅事情も悪かったということもあります。それぞれが行政目的を完遂したいという思いでやってきたことであろうと、そう思います。

しかし、私は小泉内閣の聖域なき改革というのは、めちゃくちゃに聖域をぶっ壊す政策も含んでいると思うのです。今道路財源に手をつけようとしています。さらに手をつけようとしているのは、私この前、あるキー局から取材を受けました。電源三法交付金に5,000億円手つかずの金があるから、それを一般財源にしておこうという趣旨の検討がされているが、あなたはどう思いますかという取材です。我々が8年かけて一生懸命努力してきたこの使用済燃料中間貯蔵施設がこの電源三法交付金の中に含まれているのです。それを政府の一般財源にしてみられたら、我々が努力してきたことが何なのか。犠牲を払うという腹を決めたことはどうなるのですか。これを今、我々は聖域であるというふうにしていかなければならない。しかし、我々にとっての聖域とは意味が違います。国の聖域と新むつ市の聖域とは意味が違うと思うのです。これを厳密に判断をして、聖域であるものは手をつけられないものもあるし、あるいは改革をするのに非常に難しい問題もある。それが、しかし難しいからといって聖域から外さないわけにはいかないでしょう。そういうそれぞ

れの個別の問題によっては、思い切って改革の手を入れていかなければならない部分はかなりあるのではないかという気持ちは持っています。

議員の皆様方のご意見も十分伺いながら、そしてできることであれば全員協議会などでもご相談をさせていただき、議案として成立させていく手順をきちんと踏み、改革を進めていく必要があるだろうと考えております。

先ほど申し上げましたラスパイレズ指数というのは、ある意味では神の御言葉みたいに使われてきた。しかし、今それをよく考えてみたら、これ違う神様が言っていた言葉なんだなというふうに思わざるを得ない状況が生まれてきている。こういうことなども総合的に判断しなければならないだろうと思います。

半田議員のおっしゃることは十分理解しているつもりであります。果敢な行動に移る、そういうタイミングであろうと考えますので、ご理解を願います。

合併協議会では、給料の統一については、パーセンテージまで示しての協議はされておられません。ただ、考えなければならないという方向性は示していただいているところであります。

○議長（宮下順一郎） 58番、3回目になりますので、もうこれで終了になります。

○58番（半田義秋） パーセンテージを出したと、私そのようにお聞きしました。それはいいでしょう。市長、私は箱物をつくるのが悪いと言ったのではないのです。

病院も市長が聖域なき改革ということで給料をカットしました。むつ市の職員は、それは聖域をやっぱり破るわけにはいかないのですか。それが一つ今後の課題としてよろしく願います。

○議長（宮下順一郎） これで半田義秋議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第223号に対して質疑させていただきます。1点だけあります。

この議案を受けて、ちょっと私なりに計算したのですが、市の職員の勤勉手当が0.05カ月アップ、その一方で給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の2.88%減額と、既に支給した6月のボーナスの減額、これをプラス・マイナスすると、大体平均給料35万円の職員ですと、ことしの4月から来年3月の1年間で約2万円近くが減らされて、そして手当アップ分が1万7,000円ちょっとというふうな感じのものになって、結局プラス・マイナス大体2,000円弱が減収というふうな計算でいかどうかということと、あと今回の議案でプラスという職員が実際にいるのかどうか、635人の職員全体で給与削減額が大体200万円ぐらいというふうを確認していかどうか、ちょっと願います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

まず、今回の給与改定に伴いまして、給料が多くなる職員は一人もございません。全員下がります。金額的に申し上げますと、月額で約1,150円の減額、月額給料で申し上げますと、0.3ポイントの減、そのほかに扶養手当が1万3,500円から500円の減額になりますので、全体で0.32ポイントの減と、こうなります。それから予算につきましては、次の議案で出てまいります。給与につきましては291万7,000円の減、これはあくまで一般会計でございます。これ以外に企業会計、あるいは介護保険とかありますので、大体718人が対象になります。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) 私は、議案第223号につきまして、お二方の質疑とはちょっと方向を変えてお聞きしたいと思います。

まず、給料表、別表第1の改正ですが、もちろん2表、3表もありますけれども、別表第1の改正で、国の方向、人事院勧告の方向ですと、5年間で4.8%を下げるということから表を4分割にするのだと、いわゆる4年間でその4.8%の減額を行うという流れになっているようなのです。それを見ますと、今回例えば別表第1の1級で見ますと、2号級の人が1,100円、それから16号級で3,300円、そして再任用では1,200円と。非常に若い世代には甘くて、そして最も活躍してほしい職員の給与の減額幅が大きいというのが今回の改正の内容になっているわけです。先ほども出ておりますけれども、むつ市の職員の一般会計で見ますと、平成17年1月1日現在で395名が合併によりまして635名になっております。現実的に行政職だけ比べますと、現在530名の職員が行政職給料表の対象になっているわけです。

そこで、この状況から見ますと、非常に職員にとって私は痛手ではないかと、今回の改正は。また、市長にしても、有能な人材を使うに当たって給料が減るということは、非常にその職務能力の減退を招くおそれがあると、こういうように私は理解をしているわけです。そこで、全体的に給料表から見まして、私は旧脇野沢村の例を見ますと8級までで、最高の職員が6,600円減額になります。最低の職員で4,300円ですか、このように非常に減額幅が大きいという給料表になっているわけです。

そこで、お伺いしたいのは、初任給でございますけれども、旧脇野沢村の場合の例で大変恐縮ですけれども、高卒試験採用は1級の3号俸になっているわけです。また、大卒は2級の2号俸にな

っておりますけれども、この初任給がいわゆるむつ市の場合は高卒の場合は400円、それから大卒の場合は500円程度高く設定されているわけですが、その発令の段階では給料月額として発令をしておられると思いますけれども、1年経過後には、そうするとその差というものはどういう形で処理されるわけですか、その辺をお答えいただきたいと思います。

それから、二つ目は、この条例案の附則2項ですけれども、いわゆる現在むつ市の給与条例を適用しております職員で、行政職で結構ですが、最高号級を超える職員は現在どれくらいいるのか。

三つ目は、同じく附則3項の改正に対しまして、途中で異動等をした対象職員は幾らいるのか。それをお伺いしたいと思います。

それから、附則5項を設けた目的、先ほど横垣議員の質疑でもちょっと触れて、ご答弁はなかったのですが、この附則5項を設けた目的、それから具体的な条文の説明、それでこれによって対象になる職員が、先ほど何かおらないというような答弁だったと理解していたのですが、間違いなければ、その辺もあわせてひとつご答弁いただきたいと思います。

臨時会のために、数的なものを挙げての質疑ということは、事務当局も大変だと思いますけれども、概数でもよろしいですから、ご答弁いただきたいと思います。お願いします。

○議長(宮下順一郎) 総務部長。

○総務部長(齋藤 純) お答えいたします。手元にはない資料もございますので、わかる範囲内でお答えしたいと思います。

まず、初任給の格付につきましては、今議員おっしゃるとおりでございます。

それで、6カ月過ぎますと、初級、上級とも1号級アップになります。

それから、2点目の最高号級を超える対象者は

何人いるのかと。現在60名ございます。

3点目の附則3項の対象者ということでございますけれども、該当する職員はございません。

それから、附則5項の具体的な条文の説明ということでございましたけれども、先ほど来、市長からお話ししているように、官民格差を是正するということがこの条項の中身でございます。対象職員につきましては、全職員が対象になります。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 現在最高号級を超える職員が60名いるというわけですが、この方々は、もちろん55歳で昇給停止、まれには56歳の方もいるわけです。ただ特別昇給とか、昇給というのは、勤務成績がよければ一定の年数経過後に昇給できるという規定になっているわけですが、その方々の給与と改定も今後行われるわけですが、その辺の表の算定が出ておりませんので、これは恐らく規則で公布になるだろうと思います。そういった意味で、どうしても50代の方々が非常にしわ寄せを受けているというのが今回の改正内容になっていると私は理解しているわけです。

そこで、その官民格差の是正ということで、附則5項に対しては全職員が対象になるのだと、こういうお話ですが、その100分の0.36という根拠は何なのか。8という数字は、経過して8カ月ということで理解できますけれども、100分の0.36というのは、私の理解であれば、給与全体を0.36下げるといふ、報道等によれば人事院勧告の流れが出ておりますので、そのことによって0.36を算出して、それと対比して、その額が多ければ期末手当は支給しないのだと。しかし、実際この給料表をつくるに当たっては、北海道と東北地方の給与条件というのを見て、その給与表に合わせたという国の説明です。先ほど市長からもお話がありましたけれども、全国で二百幾らですか、三百幾

らですか、地域手当を支給する地域があるということですが、青森県はほとんどないわけですね。結局青森県の実態というようなもの、東北の実態というものを合わせた給料表だと言いますが、私としてはどうも中央偏重であって、地方から余ったお金を中央に持っていくという考えのような人事院勧告だと見ているわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

給与の減額につきましては、4月からの遡及適用というのは条例上できませんので、今回の12月の期末手当あるいは勤勉手当等の改正で調整してまいります。国の制度がそうになっていますので、そういうやり方をしてまいります。ただ、先ほど来55歳の職員の関係で、お話ありましたけれども、現在この給与と改定がある前までは、組合に対して55歳の昇給停止は提案申し上げています。しかしながら、その当時はこういう制度改革がありませんでした。組合としては恐らく5年のうちにその地域格差を是正するという話も出てまいりますので、改めて55歳の昇給停止につきましては、協議する形になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 地方の実態と申しましても、人事院勧告そのものは100人以上の企業ですから、実際むつ市内に100人以上の企業がどれだけあるのか、それを是正して50人以上の企業を対象に調査をして人事院勧告という話も出ておりますけれども、私は少なくとも合併してこれからスタートしようというときに、こういう非常に厳しい給与と改定、しかもこれが今後4年間続くということになれば、職員は非常に職務の能力を発揮しようとしても心の中の意欲というものが停滞するのではないかと思うわけです。

そういった意味で、いろんな事情はあるにしても、今回のこの内容は受容せざるを得ない状況にあるわけですが、市長としては機敏に減額することだけでなく、働く意欲のある職員には大いに定期昇給だけでなく特別昇給でバランスをとっていくというような人事をお願いして終わりたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これでは柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で議案第223号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第223号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第223号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第223号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

本案は、人事院勧告に伴い、給料月額0.3%のカット、扶養手当1万3,500円を500円削減し1万3,000円に、勤勉手当を0.05カ月引き上げするというものであります。年間でプラス・マイナスすると、額は少ないといえども、ほとんどがマイナスとなる、こういう中身でございます。

市の職員がお茶ばかりを飲んでと私も耳にいたします。実態はどうでしょう。例えば生活保護の仕事に携わっている職員は、1人で78件以上抱えているといいます。理想は、60から65件といいます。そういう意味では、給与以上の仕事をしている方がたくさんいます。職員の過密労働が親身と

なって市民の声に耳を傾けるという姿勢を困難にさせている面もあるのではないのでしょうか。また、もし市の職員がすることなくお茶を飲んでばかりいるようだったら、そういう職員を放置している人事権を持っている市長、助役初め市長部局の責任となるものであります。

人事院勧告は、官民格差を縮める、民間が低いからと言うが、民間の低さに歯どめをかけることが今必要なのではないのでしょうか。では、歯どめをかけるのはだれなのか。民間にできるわけはありません。政府であり、国であり、自治体なのであります。これ以上の給与削減は許されません。本案に反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第223号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者48人、起立しない者10人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第223号は原案のとおり可決されました。

議案第224号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第15 議案第224号 平成17年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第224号 平成17年度むつ市一般会計補正予算に対してお尋ねいたします。

まず1点目、この補正予算の中身を見ますと、職員配置がえという備考欄の理由がかなり多いのでありますが、一部署というわけではなくて、ほぼ全部署でそういう表現が見られますので、これはどういう理由なのかということがまず1点目です。

2点目として、この職員の人数等も補正予算には書いてあるのですが、これと関連いたしまして、今回新むつ市として合併して、合併する際のいろんな議論の中で、職員が毎年20人くらい定年で退職するとかという話もありまして、そしてまた合併効果の一つとして職員の削減、これが合併推進側、そういった方たちは職員の削減があると。減らされるから、合併もそういったものの効果の一つだというふうなことを言っていました。そういう関連で、今職員が635人いるのですけれども、来年平成18年度は、大体何人くらいになるのか、この2点、よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

平成17年度の予算編成の時期が大体1月ごろになります。この職員につきましては、1月時点の職員の配置を考えての予算づくりになりますので、実際4月1日からの異動になりますと、さまざまな管理職含めて異動になりますので、全体的に予算の中では全部変更になるという形になるかと思えます。

次に、合併によりまして、職員は4月1日現在で718名ございました。平成17年度の定年退職者は、現在17名ございます。4月1日から今日まで4人ほど途中で退職しておりますので、現在21名が平成18年3月31日で退職になります。この21名が退職になりましても、退職者不補充とはいえ、全員を採用しないわけにはまいりませんので、恐らくこれからも半分ぐらいずつの採用になるのかなど。ただ、国・県は行政改革大綱の中で5年間

で5%の職員の削減を求めています。恐らく当市の場合もそういう方向にならざるを得ないということになりますので、平成17年から平成21年の5年間で、現在の職員の5%削減、これを目指すことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 最初の方ですが、平成17年1月ごろ、大体職員の配置を想定して予算を組んだということではありますが、そういう意味では、その時点では少ないという感じでなくて、大体余裕を持って予算を組んだと思うのです。そういう意味で合併をしてみても、実際その当時と比べて大体何%くらい合併効果といいますが、そういうものがあらわれているかというのを、大体でいいですから、ちょっとお答えしてもらえればなというふうに思います。当然合併する前ですから、何%どのくらい減るかというのはなかなか想定しづらい状況だったと思うので、実際今、合併してもう半年以上過ぎています。そこら辺簡単でもお答えしてもらえればなと思えます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 合併効果と言いましても、3月14日に合併して以降まだ7カ月しかたっていません。これがやっぱり平成18年度の予算案、あるいは平成19年度の事業関係も含めまして、年度ごとに精査してみないと、当然合併効果は出てまいりませんが、具体的な数字は、平成17年度、平成18年度が終わった以降でないと思いませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） まず最初に申し上げておきたいことは、私の計算では給与費明細書の計算誤り

があるのではないかと考えておりますが、その辺は今後十分精査していただきたいと申し上げておきます。

さて、先ほども申し上げましたけれども、行政職だけで現在530名いらっしゃるわけです。この行政職530名のうち旧3町村から引き継いだ旧町村別の職員数はどのようになっているのか、これが第1点。

第2点は、現在その530名の職員のうち、男性と女性の職員の比率はどんなくあいになっているのか。それから、昨年度までは課長補佐まで管理職手当を支給していたということなのですが、ことしから取りやめになっておりまして、その見返りに時間外勤務手当が今回の予算案では大幅に増加をいたしております。これは、それぞれの職員の職務あるいは災害等を考えれば当然のことなわけではありますが、そういったことから、現在の管理職手当を受給している職員数、これは男女別にひとつお願いしたいと思います。

それから、三つ目は、先ほど横垣議員の質疑で本年度の退職者数は17名ということで理解いたしましたけれども、平成18年度に、いわゆる団塊の世代という方々が今後続々定年退職を迎えるわけです。そういったことで、来年度末で予定される、現在の年齢構成から見て該当されるという職員数はどれくらいあるのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

まず、予算書の関係で、何か数字が合わないということのお話がありました。これにつきましては、給与費明細書の中には、児童手当という項目がございませんので、その分の金額が合わないということでございます。ご了解いただきたいと思っております。

それから、合併後旧3町村から引き継いだ職員

ということでございますので、お答えいたしたいと思っております。まず、旧川内町では101名、旧大畑町は110名、旧脇野沢村は61名、計272名が編入になってございます。

それから、職員の男女の比率でございます。男子につきましては72.1%、女子につきましては27.9%となっております。

それから、管理職手当の関係でございます。部長級、次長級、課長級含めまして、現在145名が管理職手当の対象者となっております。そのうち女性が6名となっております。

それから、先ほど団塊の世代とおっしゃいました、その平成17年度から平成21年度まで、5カ年の定年退職の方についてお話ししてみたいと思っております。平成17年度は、先ほど申し上げましたように、17名が定年退職でございます。それから、平成18年度は23名、平成19年度は35名、平成20年度は43名、平成21年度は39名、この5年間で百四、五十名の方が退職されます。先ほど来申し上げておりますけれども、この5年間で職員の定数を5%を上限として削減してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（不規則発言あり）

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 失礼いたしました。数字が若干違っているところがございます。管理職手当、145名が男性でございます。6名が女性でございます。訂正いたします。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） まず、各町村からそのまま引き継いだ職員が272名、行政職でございますが、同時に臨時職員も引き継いでいるようなのです。したがって、その職員の定数と臨時職員のあり方というものは今後いわゆる財政改革プラン、あるいは職員の定数削減プランの中で十分議論されて

いかなければ、私は大きな問題が出ると思っているわけですが、そのことをまずお話ししておきたいと思います。

それから、職員の男女の比率が大体30%になってきていると、全国的な傾向でも大体30%、男女共同社会ということで比率を高めるように声が出ておりますので、その辺も今後の採用に当たっては十分考えていかなければならない問題だと思えます。

それから、その退職者の数ですけれども、これだけの職員が減っていくわけですが、市長として削減するのはわかりますけれども、職員の新陳代謝という考え方で、市長としてはどういう方針で今後職員の採用をしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 人口、面積、その他職員の標準定数というものがありますけれども、必ずしも右肩に倣う必要はないだろうと考えています。ただし、最も必要なのはおっしゃいます新陳代謝、新しい知識、新しい能力を持った職員が入ってくることが組織に活力をもたらす、あるいは維持をするために絶対必要であると。どのレベルで退職者不補充という方針をとるのかということ、これはその時にもよりますでしょうし、そのときに応募してくる職員の見きわめが非常に難しい問題でありますけれども、そういうものを考えながら進まなければならないだろうと思います。大体2分の1をめどにして大ざっぱな目標を掲げておくのがよろしいのかなと。その中で上下は、その時々によって考える必要があるでしょう。また、地方自治法の改正によって、退職した職員を使うことができるのですけれども、法律の趣旨は使えないと言っているのです。60歳定年というのはもったいない、有能な職員は、できるだけ使った方がいいというのが法の改正の目的であつたらうと

思うのであります。若い血も必要ですが、このチはブラッドの方の血ですけれども、ベテランの知恵も必要だろうと思います。この辺をミックスしながら考えておかないと新陳代謝という言葉一つだけを金科玉条にするというのもまたどうかというふうに考えるべきであろうと、そう思っております。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で議案第224号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第224号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第224号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第224号 平成17年度むつ市一般会計補正予算に対し、反対討論を行います。

本案は、職員の給与削減を受けた補正予算であります。前議案同様の理由で本案に対し、反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第224号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者48人、起立しない者10人）

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第224号は原案のとおり可決されました。

議案第225号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第16 議案第225号 平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第225号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第225号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第225号は原案のとおり可決されました。

議案第226号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第17 議案第226号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第226号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第226号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第226号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算に対し、反対討論を行います。

本案は、職員の給与削減を受けた補正予算であります。議案第223号と同様の理由で本案に対し、反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第226号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者49人、起立しない者9人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第226号は原案のとおり可決されました。

報告第45号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第18 報告第45号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) 市長の提案理由で桜木町線の事故によって、その復旧のためにどうするかということの予算だと。空洞対策ということですから、当然穴があいたことに対するものだと思います。

すが、まずその内容、どういう現況であるかということをお知らせいただきたいと思います。

それから、委託費を計上されておりますが、その委託の方法、業者はどのような方を予定しているのか。その調査報告はいつごろ上がって、いつごろ改善の工事が始まるのか、それらのスケジュールをひとつお知らせ願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） お答えいたします。

まず、経緯についてご説明申し上げたいと思います。市道桜木町線の道路の路側、要するに道路のちょっとわきのあたりでございますが、これは市長の提案理由にもございましたように、11月5日早朝、ちょうどむつ市文化財収蔵庫がありますが、その付近の路側が陥没しているということで市民からの通報がございました。当直の方から連絡を受けた職員が現場を確認いたしまして、通行の危険回避のため、急遽防護さくを設置いたしまして、市道を通行どめにしたということでございます。また、警察、消防、各学校に連絡したところでございます。

陥没箇所は、要するに釜臥山を見まして右側の方なのですが、市道を斜めに横断しており、非常に大きな穴で、地下ごうの疑いもあることから、早急に復旧すべく調査が必要ということから専決処分したということでございます。

それから、委託の方法でございますが、調査方法は二つございます。電波によるもの、それからポーリングによるものでございますが、アスファルト舗装ということもございまして、電波でやるものはできないということで、ポーリングによってやる予定となっております。

それから、報告等につきましてですが、工期でございます。11月15日から2月28日までの工期で実施するというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 最近方々で陥没事故が多くて、しかもそれが地下に掘られた穴が原因というのが随分多いようであります。したがって、釜臥山のすそ野は旧海軍の要港部などがあって、終戦後まで使われておったわけですが、そういった防空ごうとか地下ごうとか、そういったものの実態は現在掌握はされておるわけですか。その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 掌握されていません。穴があいて初めてわかるという状況です。これは、海上自衛隊が旧帝国海軍の継承している組織でありますから、照会はしております。資料は、すべて焼却されております。穴があいて初めて慌てて対応しようとしている。これは、一たん戦時中に掘削された防空ごう、あるいは戦時目的のためのこういう空洞については、一たん国の対応は打ち切られました。打ち切られましたが、その後おっしゃいますように、次々とそういう支障が生じてきますので、国は復活せざるを得なかったのですが、対応策が、まず調査費をつけて調査をして、調査の内容でどのくらいのものでどうあるかというものを証明しないと国の補助対応にならない、国庫支出金の対応にならないということです。調査をさせようとしたら1億円ぐらいかかるだろうと。そんなことをやっていたら、道路は使えない、金は持ち出ししなければならない、それで金もらえるかどうかはわからないと。こういう諸般の事情を考えて、とりあえず危険な場所の対応をしようということで専決をさせていただいたということですので、今後何が起こるかかわからないという状況にあることだけははっきりしております。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） むつ市の実態から見ると、い

わゆるバイパス道路が今後要請されるわけであり
ますが、一部開通した部分、それとむつ市は傾斜
地に道路が存在しているわけですから、そういっ
たことはやはり住民の生活実態から考えて、安心、
安全という立場から市長には今後とも国に対して
情報開示と対策を要望していく方向をしていただ
きたいと、こう思います。要望して終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 終戦直後の混乱時期に資料を
全部焼却してある。一切手持ちはない。これは、
大湊要港部の司令以下の者でやっけていまして、海
軍の上層部にはそういう資料は存在しないという
ことなのであります。ご指摘のとおり、あの周辺
には随分たくさんあります。大湊中学校の周辺に
も穴があいておる、それから今むつりハピリテー
ション病院の裏庭にもあいておって、これはもう
かなり長いものだそうです。それから、大平町に
ある幾つかのものもあります。願求院という寺の
裏にもかなり大きなものがありまして、墓地の崩
壊にまでつながったことがある。これは、治山事
業で直しました。そういうふうにもう対症療法
しか今とれない。ただし、バイパスの工事が始ま
りますときは、まだアスファルトが敷かれていま
せんから、音波調査ができる、こういうことがあ
りますので、事前の検討を十分してもらうよう
に対応をしていきたいと思えます。舗装したものは、
絶対音波は使えないそうでありますので、そうい
う状況を正確に判断していく必要があると思っ
ております。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑
を終わります。

以上で報告第45号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており
ます報告第45号は、会議規則第38条第2項の規定
により、委員会への付託を省略したいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よ
って、報告第45号は委員会への付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よ
って、報告第45号は承認することに決定いたしま
した。

閉会の宣告

○議長（宮下順一郎） これで、本臨時会に付議さ
れた事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第139回臨時会を閉会いた
します。

午後 零時20分 閉会

